

5. 計画策定の背景

「太子町地域公共交通基本計画」の策定

太子町では、人口減少や高齢化が進む中で、自動車を移動手段として利用している人が多く、このような状況の中、将来にわたって地域住民に利用され、持続可能な公共交通体系の構築を図る必要があります。

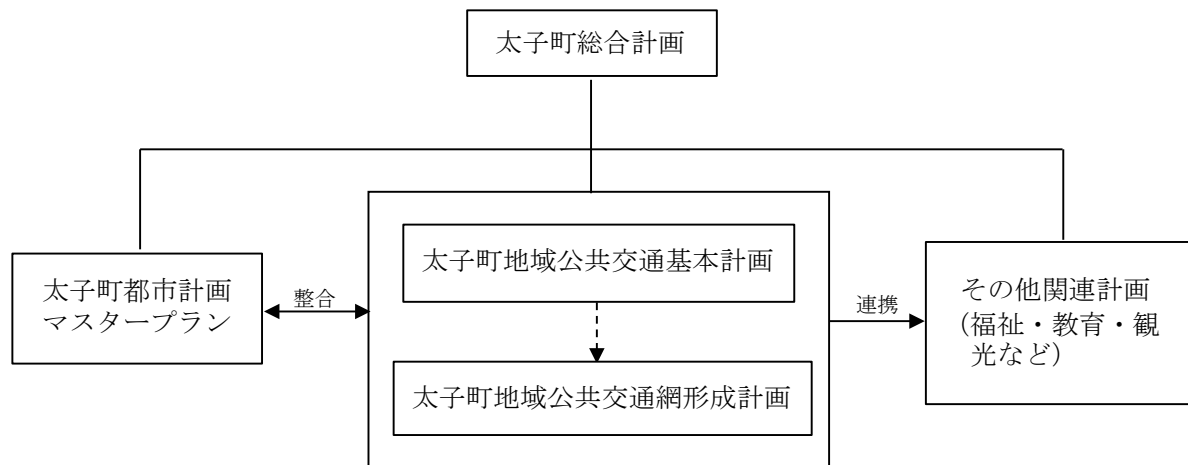
既存の公共交通体系の利用実態や住民ニーズ等を一体的かつ詳細に把握し、公共交通体系について集約化や機能分担の整理、基本方針等を策定し、地域公共交通の具体的な施策を展開していくため、平成 29 年度に「太子町地域公共交通基本計画」を策定しました。

「太子町地域公共交通網形成計画」策定の背景

「太子町地域公共交通基本計画」において策定した計画の実現化に向け、「太子町地域公共交通網形成計画」では、基本計画で設定した公共交通空白・不便地域における公共交通の利用意向、より詳細な既存の公共交通体系の利用実態を把握し、地域公共交通の具体的な施策と目標を設定し、今後の体系と評価を示すものとなります。

計画の位置付け

「太子町地域公共交通網形成計画」は太子町における地域公共交通の望ましいあり方を取りまとめるとともに、今後の骨格となる路線バスや地域内交通の運行計画策定にあたっての指針を位置付けるものであります。



▲ 計画の位置付け

6. 計画の区域・期間

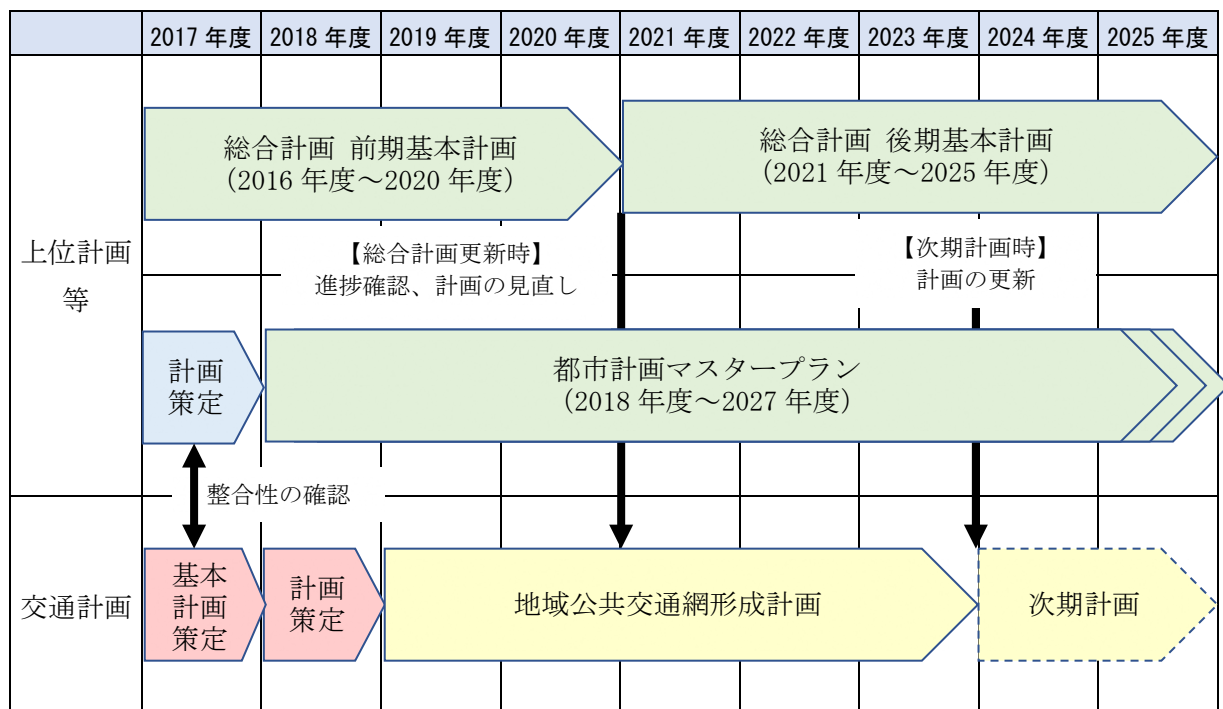
6-1. 計画の区域

本計画の区域は、太子町全域とします。



6-2. 計画の期間

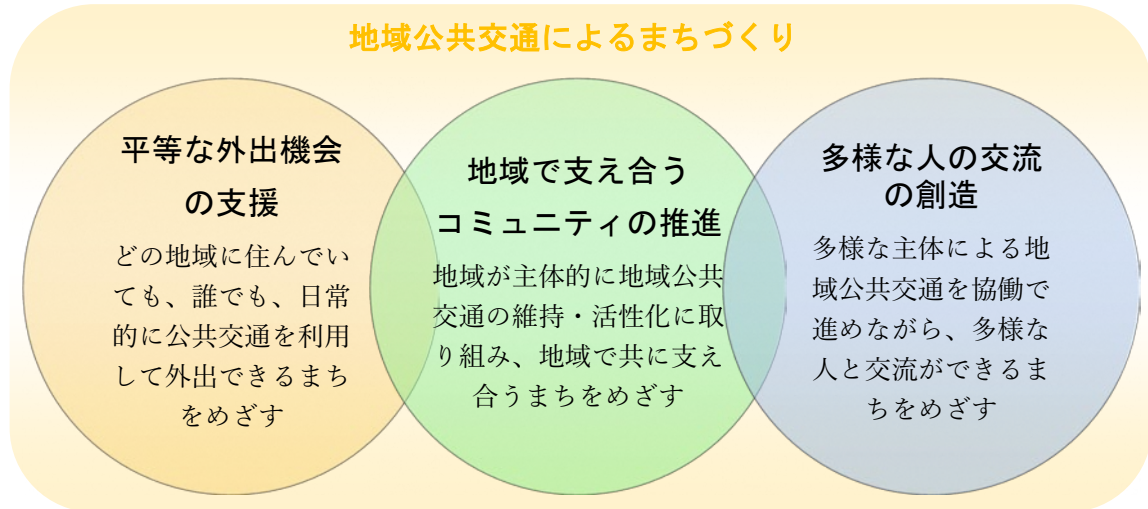
本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。なお、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



7. 地域公共交通の方針

7-1. 基本理念

総合計画の基本理念「人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまち“たいし”」を踏まえ、地域公共交通の基本理念を次の通り設定します。



7-2. 基本方針

基本理念を実現するため、基本方針を以下のように設定します。

方針1：様々な主体が連携・協働しながら、みんなで地域公共交通を支援する

- ・住民、行政、交通事業者などの関係者が積極的に連携し合い、各々の役割を發揮しながら、みんなで地域公共交通を支援する。
- ・行政は公共交通空白・不便地域の改善に向けた住民主体の取り組みを支援する。
- ・住民は地域公共交通に関心を持ち、積極的に地域公共交通を利用する。
- ・買物や通院などにおける「交通弱者」を地域全体でサポートする。

方針2：地域特性や需要に即した地域公共交通を実現する

- ・予約型乗合ワゴン及び総合福祉センターバスの再編を前提に、鉄道・路線バス・タクシーも含め、交通事業者と連携しながら、利便性と効率性の両者を考慮した地域公共交通を実現する。
- ・役場や生活利便施設へのアクセス向上と、公共交通空白・不便地域の解消に寄与する地域公共交通を構築する。
- ・公共交通の運行を要望する地域については、その地域にふさわしい公共交通を検討する。
- ・点在する観光資源へのアクセスや町内の回遊性の向上のため、多様な移動手段を含めた地域公共交通を検討する。

方針3：持続可能な地域公共交通を構築する

- ・持続可能性を維持するために、適正な経費負担について検討する。
- ・地域公共交通の利用状況を定期的かつ適正に評価し、需要喚起策を積極的に行う。
- ・利用者が少ない場合は、路線及びバス停の再編等も視野に入れる。